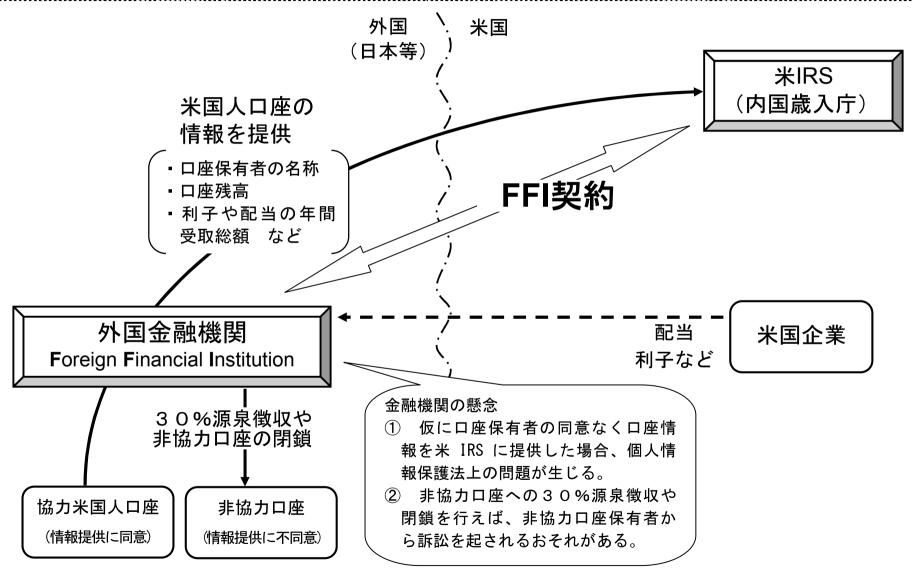
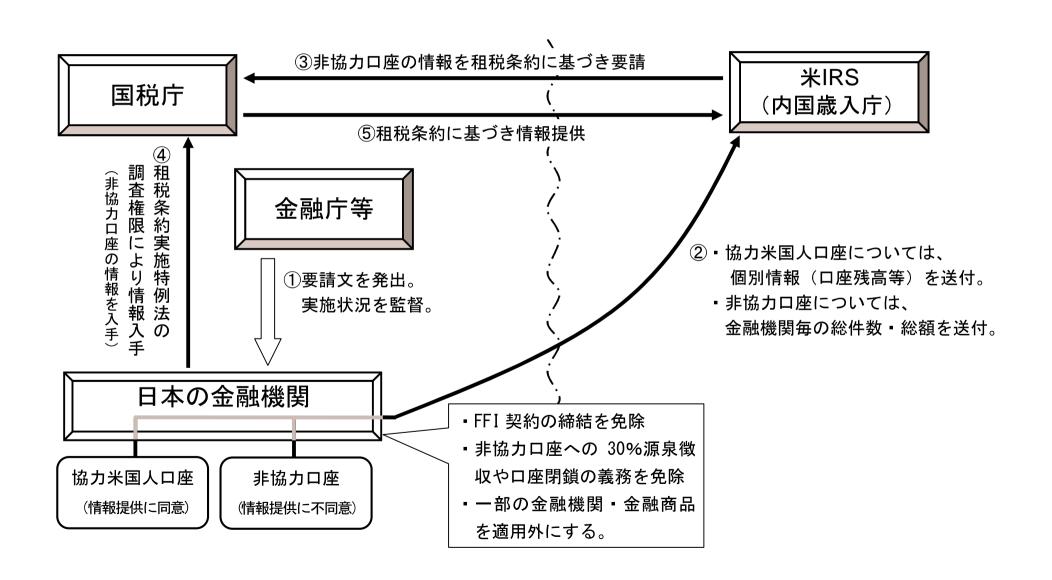
米国の外国口座コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)



2013年1月から施行。年末までにFFI契約の締結が求められる。

日本の米FATCAへの対応

日本当局(財務省、国税庁、金融庁等)と米財務省の間で当局間取決めを作成



米国の外国口座税務コンプライアンス法について

1. 前提

- 〇 米国において、米国人による米国外金融機関の口座を使った租税回避を防止するため、2013 年 1 月 1 日に FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)が施行されたところ。
- 〇 これにより、全ての米外国金融機関は米 IRS(内国歳入庁)との間で「FFI (外国金融機関)契約」を締結し、以下の義務を負うことを求められることとなった。
 - ①米国人が保有する口座の残高や、利子・配当の年間受取総額などの情報を、 米 IRS に毎年提供する。
 - ②口座保有者が米 IRS への情報提供に非協力な場合、当該口座保有者への米 国源泉支払いに対して 30%の源泉徴収をし、最終的にはその口座を閉鎖す る。
- しかしながら、日本の金融機関は、国内法の制約のために、FATCAの一定の項目を履行することができないなど、多くの課題が認識されていた。
- これらの課題に対処し、日本の金融機関の FATCA 対応の負担を軽減するため、既存の租税条約や国内法を活用した日米間の特別なフレームワークを構築すべく日米間で協議が行われてきたところであり、2013 年 6 月 11 日に、「国際的な税務コンプライアンスの向上及び FATCA 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」(以下「日米当局声明」)として公表されたところ。

※日米間の特別なフレームワーク

- ①日本の金融機関は、米 IRS に登録を行った上、協力米国人口座の個別情報 (口座残高等) および非協力口座の総件数・総額を米 IRS に報告。
- ②米 IRS が国税庁に、非協力口座情報の提供を要請。国税庁は我が国金融機関より情報を入手の上、米 IRS へ情報提供。
- ③日本の金融機関は FFI 契約の締結および非協力口座への 30%源泉徴収や口座閉鎖の義務を免除。

2. 生協への適用

- O FATCA の適用対象となる金融機関として、銀行等に並び貯蓄性のある保険商品を取り扱う保険会社が含まれている。具体的には「キャッシュバリューのある保険契約又は年金契約の発行者又はそれに係る支払い義務を負う事業体」と定義されており、本定義に該当する共済事業実施生協は、FATCA 上の義務を負うこととなる。
- 〇「キャッシュバリューのある保険契約又は年金契約」とは、保険契約者が契約の解除・満期時に\$50,000以上の金銭(経済的損失の補償のための保険金支払い等を除く)を受け取る保険契約や、年金契約等を指す(詳細な定義は下記参照条文を確認)。

例えば、終身生命共済、年金共済等が該当する可能性が高いと考えられ、 一方、火災共済、自動車共済等は該当しない可能性が高いと考えられる。

<FATCA の適用対象となるか否かの判断の際、参照すべき FATCA 規則の主な条文>

●キャッシュバリューのある保険契約とは、キャッシュバリュー総額が暦年を通じて \$50,000 を上回る保険契約(保険会社間の再保険契約及び下記一定の定期生命保険契 約を除く)をいう。

※一定の定期生命保険契約

被保険者個人が 90 歳に達する以前に保険期間が終了する生命保険契約で、以下の条件を満たすもの。

- (A) 当該契約の継続期間、又は、被保険者が 90 歳に達するまでのいずれか短い期間中に、減少しない定期保険料の支払い期日が少なくとも年1回あること
- (B) 当該契約には契約を終了する以外に、あらゆる者が(引出し、借入れ、若しくは他の方法で)利用できる契約価値がないこと
- (C) 当該契約の解約又は終了に伴って支払われる(死亡給付を除く)金額が、当該 契約に対して支払われた保険料総額から、当該期間又は契約継続期間中の死亡 率、疾病率、及び費用の額(実際課せられたか否かにかかわらず)の合計額、 並びに、当該解約又は終了以前に支払われた一切の金額を差し引いた金額を超 えないこと
- (D) 価値を譲り受ける者が当該契約を保有していないこと
- ●キャッシュバリューとは次に示す金額をいう。
- (1) 契約の引渡し、終了、解約、又は引出しに伴い、契約に基づいて何らかの者に対

して支払われる金額

(2) 当該契約に基づき又は関連して、何らかの者が(例えば担保として利用することにより)借入れを行うことができる金額

※キャッシュバリューから除外される金額

- (1) 生命保険契約の被保険者である個人の死亡のみを理由とする支払額
- (2) 個人の障害又は疾病給付金、又は保険事故の発生による経済的損失の補償を提供する給付金
- (3) 保険契約(生命保険又は年金契約を除く)の解約又は終了、契約有効期間のリスク・エクスポージャーの減少、又は当該契約の保険料に関する告知又はこれに類するものの修正から生じる、当該契約に基づいて過去に支払った保険料(実際に課せられたか否かにかかわらず保険に係る費用を差し引いた金額)の返戻金
- (4) 契約者配当が、唯一支払われる給付金が上記(2)に記載するものである保険契約に関連する場合の、当該配当(契約終了時の配当を除く)
- (5) 前納保険料又は保険料預託金の返戻金で保険料の支払い期日が少なくとも年1回 ある保険契約に係るもの。ただし、前納保険料又は保険料預託金の金額が、当該 契約に基づいて支払う次の年払い保険料を超えない場合に限る。
- 〇 FATCA 適用となる共済事業実施生協が求められる主な対応は、通知文書に記されていることから確認すること(詳細は日米当局声明、米国内国歳入法(1471条から1474条)及びFATCA規則を確認)。
- なお、FATCA上、米国人に租税回避に利用される恐れの低い金融機関として、一定の要件を満たす者は、みなし遵守金融機関として米 IRS に登録することが可能とされている。生協については、日米当局声明付属書 II (II. みなし遵守金融機関)に掲げられている「地域顧客基盤を有する小規模金融機関」の要件を満たす可能性があると考えられる。

FATCA 適用となる共済事業実施生協においては、みなし遵守金融機関の要件 や課される義務等を確認の上、報告日本国内金融機関として登録するか、みな し遵守金融機関として登録するか、判断されたい。